

学修単位科目における成績評価方法に関するガイドライン

校 長 裁 定
制定 令和8年 6月 8日

1. 基本的な考え方

学修単位科目においては、授業時間内の学習と授業時間外の学習を合わせて所定の学修時間を確保し、その学習成果を成績評価に適切に反映させることが求められる。

このため、成績評価は、定期試験を含む複数の評価方法を組み合わせて行うことを原則とする。

2. 用語の定義

本ガイドラインにおける定期試験は、鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則第1条第1項に規定する各学期末に実施する試験をいう。

3. 定期試験の位置づけと評価割合に関する考え方

定期試験は、当該科目における学修成果の到達状況を総合的あるいは客観的に把握する手段であり、成績評価において主要な要素の一つとして位置づける。

学修単位科目において想定される授業時間外学習の成果を成績に十分反映できないおそれがあるため、以下の成績評価方法については、原則として採用しない。

- (1) 定期試験のみで成績が決定される評価方法（定期試験 100%など）
- (2) 客観性・透明性が確認できない評価方法（その他 100%など）
- (3) 定期試験が自学自習（授業時間外学習）の主要な点検手段として位置づけられているにもかかわらず、定期試験の割合が著しく低く、定期試験を受験しなくても単位が成立するような場合

学修単位科目においては、定期試験が成績評価の中心的役割を果たしつつ、授業時間外学習の成果が確実に反映される構成とする観点から、定期試験の評価割合を全体の概ね半分程度（30%～70%程度）とする。定期試験の評価割合が比較的低い場合は、当該科目において授業時間外学習の実施状況や学修成果を点検・可視化する評価方法が適切に設計されていることを、シラバス等で合理的に説明できることが求められる。

4. 定期試験以外の評価方法について

学修単位科目では、授業時間外学習として課す以下のような取り組みについて、その成果を成績評価に組み込むこととし、授業時間外学習の量のみならず、その学習成果の質を確認するための評価方法として位置づける。

- (1) レポート
- (2) 課題・演習
- (3) 小テスト・単元テスト
- (4) その他、科目の特性に応じた評価方法

※「出席」は評価を受けるための要件にはなり得るが、評価の対象にはできない。

5. 成績評価の整合性と明確性

成績評価の方法および内訳を、シラバスにおいて学生に明示する。特に、授業時間外学習として課す試験勉強、課題、レポート等については、それらの成果がどの評価項目によって成績に反映されるのかが、学生にとって理解できる形で示す。

5. 「その他」の評価項目の取扱い

成績評価において「その他」の項目を設ける場合には、その評価内容、評価方法および評価基準について、学生および第三者にとって客観的に理解可能となるよう、シラバスにおいて具体的に記載する。評価基準の不明確な「その他」のみで成績が決定されるような評価方法は避ける。

附 則

このガイドラインは、令和8年6月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【参考：評価割合の例示】

学修単位科目においては、試験が成績評価の中心的役割を果たしつつ、授業時間外学習の成果が確実に反映される構成とする観点から、試験の評価割合を全体の概ね半分程度を中心とした範囲とする例が多い。

- ① 筑波大学（人文・文化学群日本語・日本語文化学類），成績評価ガイドラインにおける例
学期末に実施される試験 60%，授業中に課されるレポート 20%，毎回のコメントシート 20%
- ② 和歌山大学，シラバス作成のガイドラインにおける例
筆記試験 50%，期末レポート 20%，毎回の小テスト 30%
- ③ 大阪大学，シラバス作成のためのハンドブックにおける例
小テスト 20%，中間試験 20%，期末試験 40%，レポート・論文 20%
- ④ 大学改革支援・学位授与機構，成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドラインにおける例
試験 50%，レポート 20%，課題 30%

※ “試験の評価割合を全体の概ね半分程度” は、評価方法を画一的に定める趣旨ではなく、科目の教育内容・到達目標・学修形態に応じて、合理的な説明が可能であればこの限りではない。